

若葉台地区における旧学校施設の暫定開放事業に関する要綱

制 定 平成 19 年 3 月 29 日 旭政第 1268 号
最近改正 平成 20 年 4 月 1 日 旭政第 773 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若葉台地区における旧学校施設の利用計画が決定するまでの間における暫定的な開放事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 旧学校施設の市民利用は、当該施設の維持管理に支障がない範囲で、地域住民のスポーツ・レクリエーション等の活動の場として施設を開放し、地域住民の体育活動及び文化活動の振興を図るとともに、青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(利用期間)

第 3 条 市民利用に供する期間は、公有財産使用承認書に定める期間とする。

(管理・運営)

第 4 条 旧学校施設の市民利用に伴う管理・運営は、自治会・町内会等住民で構成される団体（以下、「管理・運営団体」という。）が管理運営協定書に基づき行う。

(暫定開放施設)

第 5 条 旧学校施設のうち、運動場、体育館等を開放施設とする。

2 施設管理者が当該施設の維持管理において支障があると認める場合は、施設の全部又は一部について市民利用を中止することができる。

(利用日、利用時間)

第 6 条 利用日及び利用時間は、施設の維持管理上において支障のない範囲とする。

(利用形態)

第 7 条 運動場、体育館等の利用は、原則として団体利用とする。

(利用対象)

第 8 条 利用対象は、旧学校区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、利用登録の手続きを行い、管理・運営団体が認めたものとする。

(利用登録)

第 9 条 前条に関する登録は、管理・運営団体の事務局において行う。

(利用できる活動)

第 10 条 利用できる活動については、管理・運営団体が認めたものとする。

(利用の禁止)

第 11 条 次の各号の一に該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための利用、その他政治活動のための利用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持または反対のための利用、その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) その他施設の維持管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第 12 条 管理・運営団体の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事故の責任)

第 13 条 市民利用によって生じた事故については、利用者の責任において負う。

(利用者の賠償責任)

第 14 条 利用者が開放中に施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。